

産業政策から見た新会社法のポイント

1. 新会社法の意義	
(1) 事業体を巡る制度改革の総仕上げ	… 1
(2) 創業・再編のための規制緩和を一般化	… 2
2. 新会社法のポイント	… 3
(1) 会社を起こしやすくする	… 4
(2) 会社の再編を容易にする	… 5
(3) 買収防衛策に関する規定	… 6
(4) 中小企業が使いやすい株式会社制度を設ける	… 7
(5) 合同会社(日本版LLC)の創設について	… 8

平成18年5月
経済産業省経済産業政策局

1. 新会社法の意義 (1) 事業体を巡る制度改革の総仕上げ

90年代後半以降の経済制度改革の結果、友好的M & Aの件数拡大。主要産業で再編が加速。会社法現代化は、こうした制度改革の総仕上げの一つ。国際的にみても最先端の会社法に。

90年代後半以降の主要な経済制度改革

(1) 独占禁止法の改革

- ・持株会社の解禁('97)

(2) 会社法制の改革

- ・合併制度の簡素化('97)
- ・株式交換・移転制度('99)
- ・会社分割('01)

(3) 税制の整備

- ・株式交換・移転税制('99)
- ・企業組織再編税制('01)
- ・連結納税制度('02)

(4) 産業再生法の制定('03)

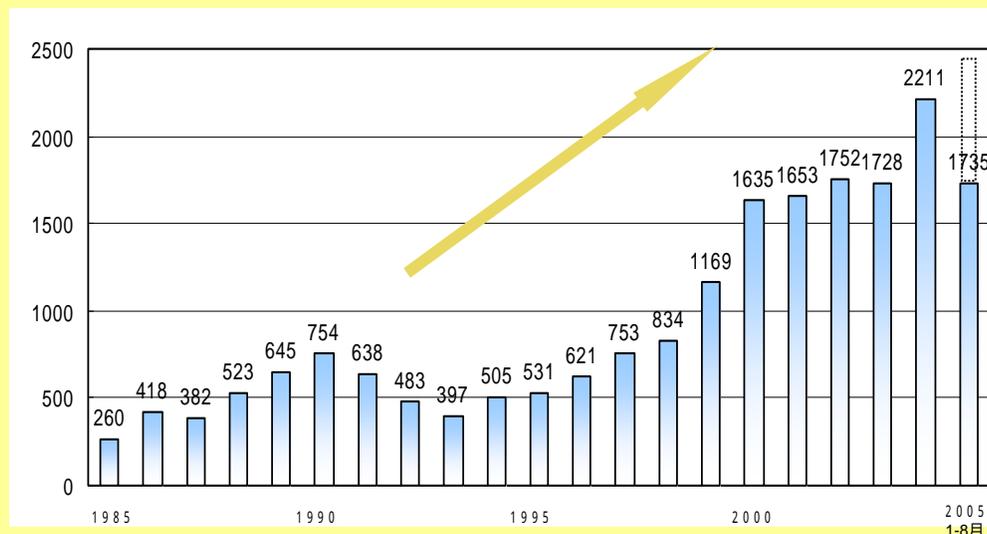
- ・産業再編に対する支援強化
- ・会社法現代化の先取り(三角合併、現金合併の導入)

(5) 企業結合ガイドラインの改定('04)

(6) 投資事業有限責任組合法の制定('04)

(7) 雇用の流動化を促す労働法制の整備

友好的なM & Aの拡大・産業再編の加速



出所:レコフのデータを基に経済産業省が作成

~ 主な産業再編 ~

自動車産業

1996年以降、日産、三菱、マツダに欧米資本が参入。5大グループに集約。

鉄鋼産業

2002年8月のNKKと川崎製鉄の経営統合及び同年11月の新日鐵・住友金属・神戸製鋼連合の結成により2大グループに集約。

紙・パルプ産業

2001年以降、3度の大きな産業再編。2大グループに集約

医薬品産業

2005年に山之内製薬と藤沢製薬の合併及び第一製薬と三共製薬の統合により、3大グループに集約

通信産業

1990年代後半以降、再編が加速し、4大グループに集約

流通産業

2002年以降、ウォルマートが西友を買収('02)、そごうが西武と経営統合('03)、マイカルがイオングループと統合('03)するなど再編が加速

1. 新会社法の意義 (2) 創業・再編のための規制緩和を一般化

創業や再編のための規制緩和（最低資本金規制の緩和、現物配当の創設、簡易組織再編の要件緩和、合併対価の柔軟化等）の有効性は、新事業創出促進法、産業活力再生法で実証済み。

会社法は、これらの特例を吸収し、一般化。

02年 新事業創出促進法の改正

- ・**最低資本金規制の緩和 = 3万4千社超** (06年2月末時点)
うち、1円起業は、1,566件

03年 産業活力再生法の改正

- ・**簡易組織再編の要件拡大**：取締役会決議による合併等の範囲を拡大（相手方の規模の5%以内 20%以内へ）。【実績：30件】（06年3月時点）
- ・**合併対価の柔軟化**：合併等の対価として、現金等を用いることを解禁。
【実績：24件】（06年3月時点）

2. 新会社法のポイント

産業政策の立場からは、以下の5つの点が重要。

ポイント1 会社を起こしやすくする

ポイント2 会社の再編を容易にする

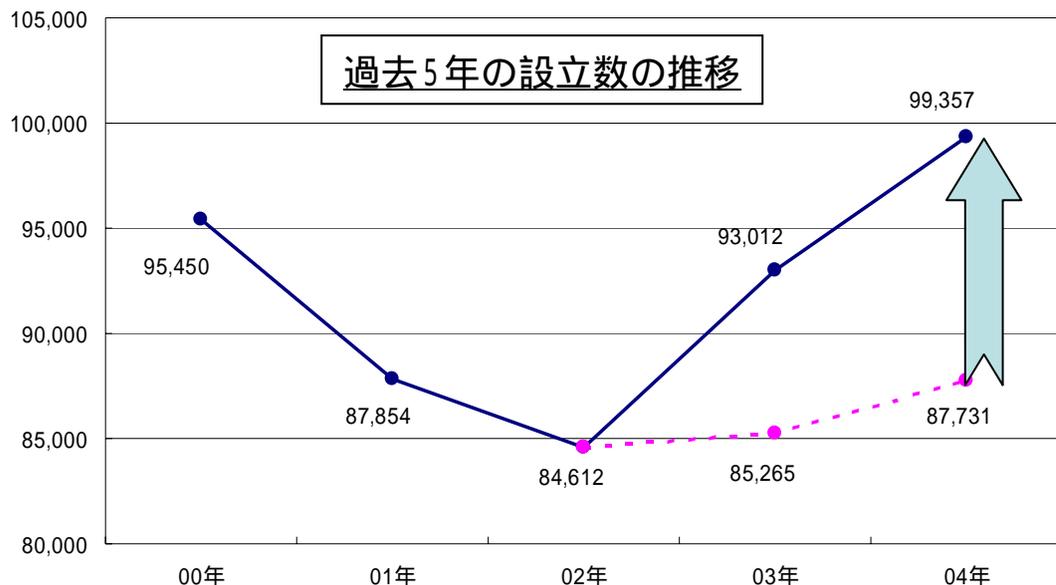
ポイント3 より効果的な敵対的買収防衛策の導入を可能にする

ポイント4 中小企業が使いやすい株式会社制度を設ける

ポイント5 新しい会社類型(合同会社:日本版LLC)を設ける

(1) 会社を起こしやすくする

最低資本金規制の特例が、起業に与える効果は大きい。



【これまでの最低資本金規制】

株式会社 1,000万円、有限会社 300万円

【最低資本金規制の特例】

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（旧新事業創出促進法）に基づき経済産業大臣の確認を受ければ、設立後5年間は最低資本金規制を適用しない（1円でも創業可能）。

平成18年2月末までに既に3万4000社を超える企業が特例の適用を受けて設立されている。
(うち、1円起業は、1,566件)

最低資本金規制の撤廃により、創業を促す。

(ただし、純資産が300万円以上なければ、利益配当等はできない。)

(2) 会社の再編を容易にする

簡易組織再編(株主総会の承認不要の組織再編)の範囲拡大
 略式組織再編(支配関係にある株式会社間の組織再編の場合、子会社の総会決議を不要に)の導入
 スピンオフの容易化(子会社株式で配当することを解禁し、子会社の独立を容易に)
 合併等対価の柔軟化(存続会社の株式以外の財産(現金、親会社の株式等)を交付できるようにする)

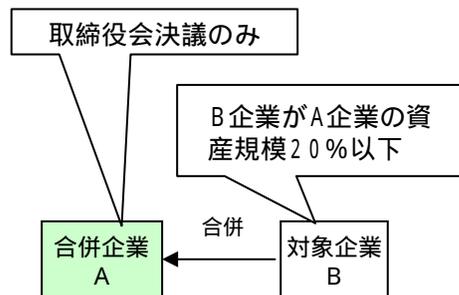
簡易組織再編の範囲拡大

現行法

原則、合併・分割を行うには、株主総会で2/3以上の賛成が必要。
 例外として、組織再編を行う対象企業の資産規模比率が合併企業の5%以下であれば、取締役会の決議のみで合併等ができる。
 (産業再生法で上記の特例あり。)

会社法

20%に拡大



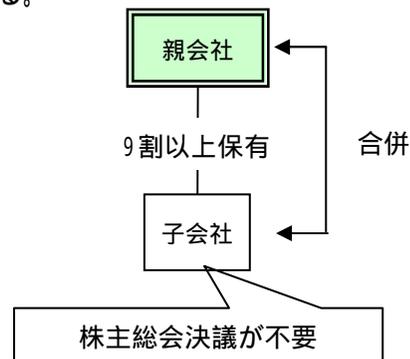
略式組織再編の導入

現行法

略式組織再編制度はない。
 (産業再生法では特例あり。)

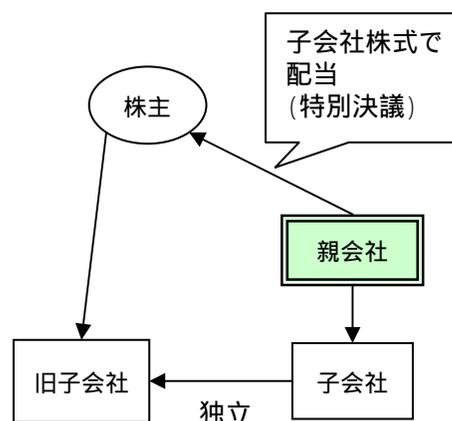
会社法

完全子会社に近い関係にある会社(9割以上保有)間の組織再編の場合、**子会社の株主総会決議を不要とする。**



スピンオフの容易化(現物配当)

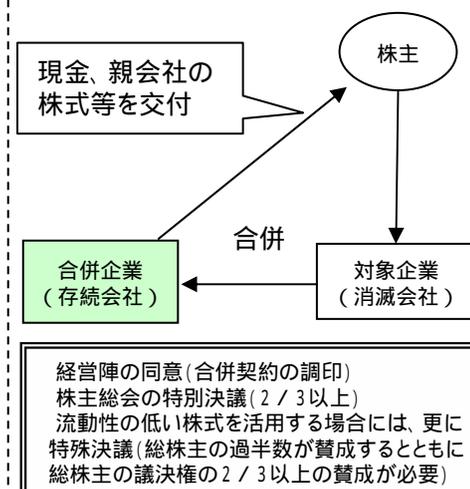
子会社を独立させる時に、株主に対する配当として、金銭以外の財産を分配する場合の**手続・要件などを明確化。**



合併対価の柔軟化

⇒ 施行は本体の1年後

合併の際、消滅企業の株主に対して、現金や親会社の株式など、存続会社の株式以外の財産を交付できるようにする。



(3) 買収防衛策に関する規定

会社法では、新株予約権や種類株式など買収防衛策としても利用可能な方策の選択肢が拡大する。
会社法では買収防衛策に関する開示規定を新たに創設。買収防衛策導入した企業は、導入目的、具体的内容、防衛策の合理性などに関して事業報告(現、営業報告書)にて継続的な開示が要求される。

会社法における買収防衛策

新株予約権 (いわゆるライツプラン)

防衛策の発動が決定された場合には、会社の判断で、新株予約権の割当や行使を行うことが可能に。

種類株式

議決権制限株式、取得条項付株式、拒否権付株式、複数議決権株式など

決議要件加重

定款で規定すれば、取締役の解任や合併などの決議要件を加重することができる。

買収防衛策に関する開示規定

開示ルール(会社法施行規則127条)

以下の事項を事業報告における開示事項とする

- ・ 買収防衛策に関する基本方針
 - ～ 防止したい買収類型(二段階買収など)
 - ～ 得られる効果(時間・交渉力の確保など)
 - ～ 守るべき企業価値(長期的株主価値など)
- ・ 買収防衛策の具体的内容
 - ～ 発動条件(トリガー条件 / 判断基準・プロセス)
 - ～ 株主に与える影響 など
- ・ 買収防衛策の合理性
 - ～ 取締役の恣意性を排除するための工夫 など

(4) 中小企業のための株式会社制度(旧有限会社制度)を設ける

有限会社と株式会社の統合

- ・ 現状、大企業には株式会社、中小企業には有限会社が用意されている。
株式会社：約110万社、有限会社：約180万社
- ・ しかし、有限会社制度には名称から来る偏見大。
- ・ そこで、有限会社と株式会社は、株式会社に統合(既存の有限会社は、有限会社のままで存続することができる)。

会計参与制度の創設

中小企業の計算書類の正確性の向上を図る必要性が生じている。

しかし、中小会社に会計監査人監査制度を導入することは費用面から現実性がない。

任意設置として公認会計士または税理士が、取締役等と共同して計算書類を作成する等の業務を担うという会計参与制度を創設

(5) 合同会社(日本版LLC)の創設について

・合同会社とは、これまでの合名会社・合資会社の出資者の責任を有限責任とする、新しい会社類型の一つで、会社法により設立が可能となるもの。

合同会社の特徴

- 出資者はその出資額の範囲内で会社の責任を負う(有限責任)
- 取締役会等の機関の設置や利益分配方法など、会社の運営方法の決定は、出資者間で決定することが可能(内部自治(契約自治)の徹底)
- 出資者自らが会社経営を行うことを前提としている。
(ただし、別段の定めによって、出資者以外に会社経営をさせることも可能)
- 出資者が会社経営を行うことを前提としていることから、会社の意思決定は出資者全員の一致によって決定。
(ただし、別段の定めによって、緩めること(例えば多数決)も可能)

こうした特徴を有した合同会社は、限られた人数の人的関係の深い出資者による事業のための器として有効活用されることが期待されている。

< 具体的例 >

- 数が限られた企業によるジョイント・ベンチャー
- 企業の研究開発目的の子会社
- ソフト製作等を目的とした個人創業